

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号、第四百四十九条第四号、第五百十条第二号及び第五百五十五条中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

附 則

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

理 由

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、海洋汚染防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に関する事務を海事局の所掌事務に追加する等の必要があるからである。